

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容修正について

町では、「あいかわ準農家」として、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸し借りをを行う制度を予定しており、パブリック・コメント手続きを実施した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（案）」にも、関係する内容を記載していたところです。
しかしながら、県との協議の過程において、当該制度が同法の趣旨に照らしふさわしくないと判断したことから、制度内容を見直すこととしたため、構想案の内容について次のとおり修正を行ったものです。

【Ｐ３】 第１ 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 > ３ 具体的取り組み施策 > (6) 地域資源の維持管理及び農村コミュニティの維持

修 正 前	修 正 後
(6) 地域資源の維持管理及び農村コミュニティの維持 小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家への補助労働力の提供や、土地持ち非農家等の積極的な農業参加を促進する。 <u>また、市民農園等からのステップアップとして、農家要件を持たない者が条件付きで利用権の設定を行い、小規模な営農を行ってくことで、遊休荒廃農地の解消及び発生防止を図る。</u>	(6) 地域資源の維持管理及び農村コミュニティの維持 小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家への補助労働力の提供や、土地持ち非農家等の積極的な農業参加を促進する。

【Ｐ１３】 第４ 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 > １ 利用権設定等促進事業に関する事項 > (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

修 正 前	修 正 後
１ 利用権設定等促進事業に関する事項 (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件 ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。 ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)及び(エ)に掲げる要件のすべて）を備えること。 (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。 <u>ただし、「あいかわ準農家認定基準等に関する要綱」に規定する面積及び期間において利用権を設定する場合については、この限りでない。</u>	１ 利用権設定等促進事業に関する事項 (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件 ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。 ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)及び(エ)に掲げる要件のすべて）を備えること。 (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。